

1 10%増税時に対応すべき事項

1) 費用構造推計の算出について

【意見】

- ① 従来型介護老人福祉施設とユニット型介護老人福祉施設のそれぞれで費用構造を算出し、それに基づき報酬改定対応を行うべきである。
- ② 人件費は基本的に消費税不課税であるが、現会計基準では派遣職員支出も人件費中に含まれるため、費用構造調査を行う際には人件費の中に項目を設定し調査をお願いしたい。

【理由】

- 消費税増税対応を行った平成26年4月の報酬改定においては、平成25年度介護事業経営概況調査の結果を用い「介護保険サービスにおける費用構造推計」が行われている。その結果は、以下図1のとおりとなっており、これに基づいた報酬設定がなされた。

（図1）介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

	委託費等課税費用	減価償却費（建物等除く）	合計
介護老人福祉施設	12.9%	6.8%	19.7%
地域密着型 介護老人福祉施設	12.8%	3.5%	16.3%

- 平成27年4月の介護報酬改定において、介護老人福祉施設の報酬体系は、地域密着型特養を含め、基本的に「従来型個室」・「従来型多床室」、「ユニット型個室」に整理された。
- 従来型とユニット型では、居住費の設定等で大きく費用構造が異なる結果となっている可能性もあることから、従来型とユニット型でも費用構造推計を算出し、検討すべきではないか。
- なお、消費税アップに対応するために関連項目の費用額を調査するときには、「人件費支出」の中で「派遣職員費支出」については、消費税が課税されていることより調査項目に加えて集計をお願いしたい。

2) 食費・居住費について

【意見】

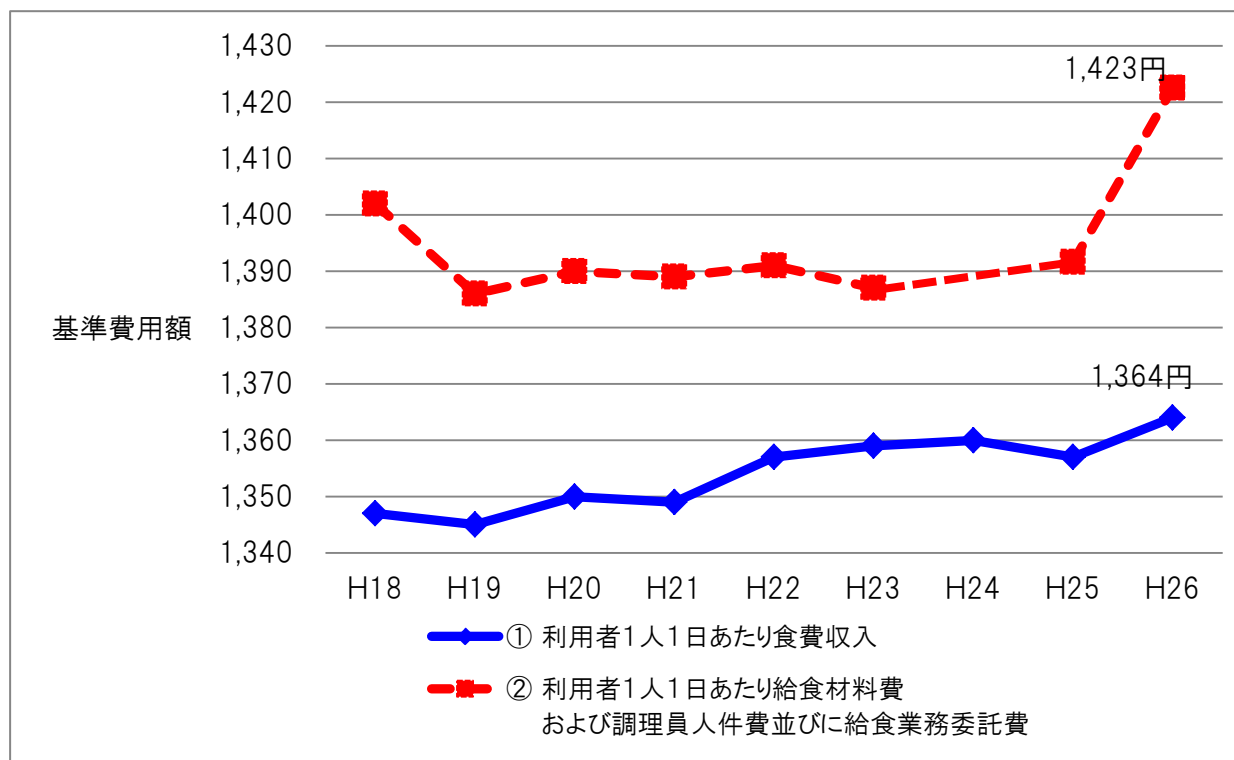
- ① 消費税増税分を踏まえた基準費用額の見直しが必要である。
- ② 食費の基準費用額の見直しにあたっては、介護保険三施設の平均ではなく、施設種別毎に平均を算出し、その数字を基に設定すべきである。

【理由】

ア) 食費について

- 平成 17 年度の食費・居住費の利用者負担化に伴い、食材料費、調理員の人件費、食器・調度品などの消耗品相当を食費として設定しており、基準費用額が定められている。
- 物価高騰に伴い給食材料費、調理に要する費用（人件費・委託費等）は、利用者 1 人 1 日あたり平均約 1,428 円となっている一方、食費収入は約 1,364 円となっており、差額 64 円（定員 80 名であれば年額 186 万円）を事業者が負担している（図 2）。

（図 2）食費は急上昇しているが、1 人あたり食費収入は基準費用額に抑えている



※ 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 「介護老人福祉施設等 平成 26 年度 収支状況等調査」
※ H24 年は集計をしていないが、H25 以降の「調理員人件費」については、常勤・非常勤各調理員の平均の常勤換算数と年収及び年間延べ利用者数から推計した。

- また、所得段階が第4段階以上の利用者に対する食費は施設側で設定することが可能であるが、多くの施設が基準費用額（1,380 円）で設定をしている結果、1,364 円程度で推移しており、特養に入居する利用者の約8割が第1～3段階の者である（図3）ことを踏まえれば、基準費用額があがらなければ、食費収入はあがらないこととなる。

（図3）特養入所者の約8割は、所得段階が第3段階

【参考】所得段階別の特養入所者（約52万人）の割合（平成22年介護サービス施設・事業所調査）



※ 第112回 社会保障審議会 介護給付費分科会（平成26年10月29日）

- 以上を踏まえ、消費税増税を勘案して基準費用額を増額すべきである。
- なお、消費税率が8%に引き上げられた際に食費の基準費用額の増額は見送られているが、この際、参照した介護事業経営概況調査の数値は、介護老人福祉施設だけではなく、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を含む平均値となっている（図4）。抽出にあたっては施設類型毎に行い、実態に即した設定が必要である。

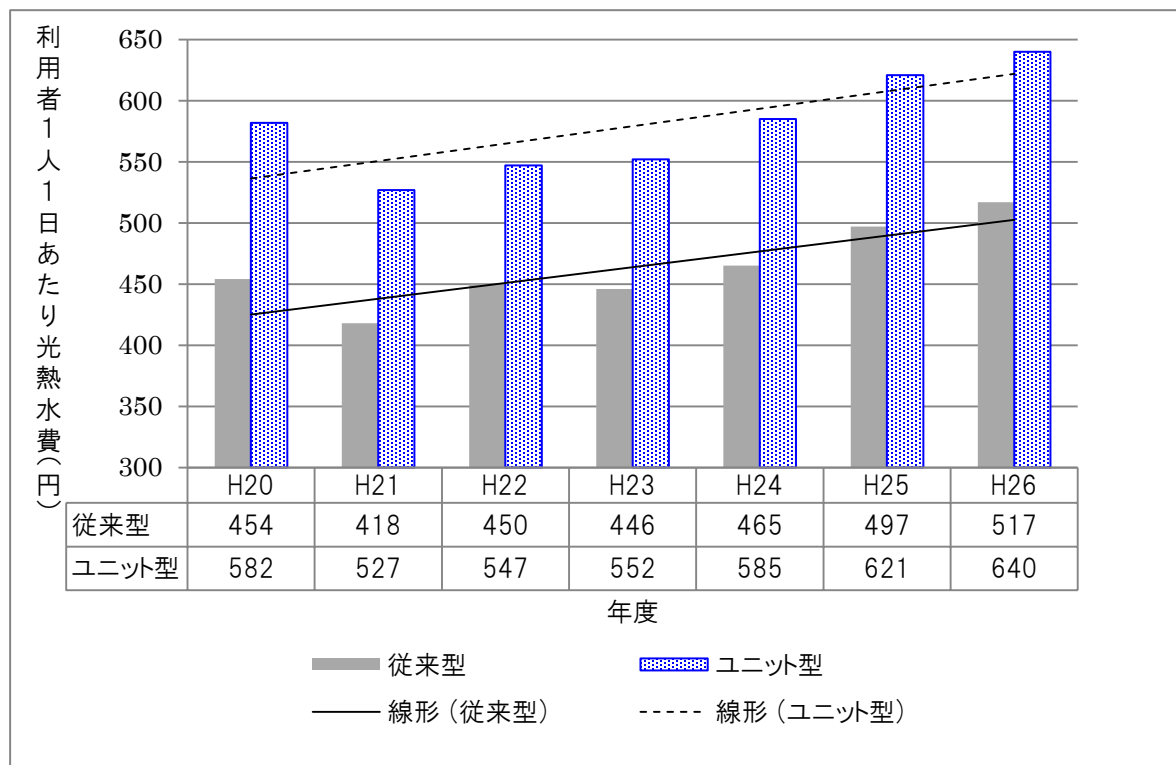
（図4）厚労省調査は全施設類型の平均のため、実態とかい離がある

	厚生労働省 H25.7 介護事業経営概況調査	全国老協 H26 収支状況等調査
食費	40,283 円	43,245 円
うち調理員等	23,532 円	19,138 円
1日あたり	774 円	630 円
うち材料費等	16,751 円	24,107 円
1日あたり	551 円	793 円

イ）居住費について

- 平成27年度改定において、従来型多床室のみ基準費用額が改定されたが、光熱水費は従来型・ユニット型でも上昇しており、従来型個室及びユニット型個室についても基準費用額の増額が必要である（図5）。

(図5) 光熱水費は従来型・ユニット型ともに上昇



2 関連して対応が必要な事項（食費・居住費の平均的な費用額の考え方）

- 平成26年4月の消費税「8%」対応に際しては、「基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と消費税引き上げの影響を加味した費用額に一定の変動が見られるものの、第5期介護保険事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅でないことから、据え置くこととする。」とされた。
- 1に述べた増税対応と併せ、今後、基準費用額の設定については、消費税増のみならず、電気料金や食材料費のアップ、関連諸費用の変動等を踏まえた設定も検討していくべきではないか。

以上